連携中枢都市圏の取組の推進

資料4-1

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携**し、**コンパクト化とネットワーク化**により、**人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成**

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援　等

② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備　等

③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成　等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- **地方自治法を改正**し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする**「連携協約」の制度を導入**（平成26年11月１日施行）
- 平成26年度～平成29年度は、**連携中枢都市圏の形成を推進**するため、国費により支援（32事業）
- **平成30年度予算**においても**約1．3億円**を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から **地方交付税措置を講じて全国展開**を図る

- **連携中枢都市圏形成のための手続き**

連携中枢都市宣言 → 連携協約の締結 → 都市圏ビジョンの策定

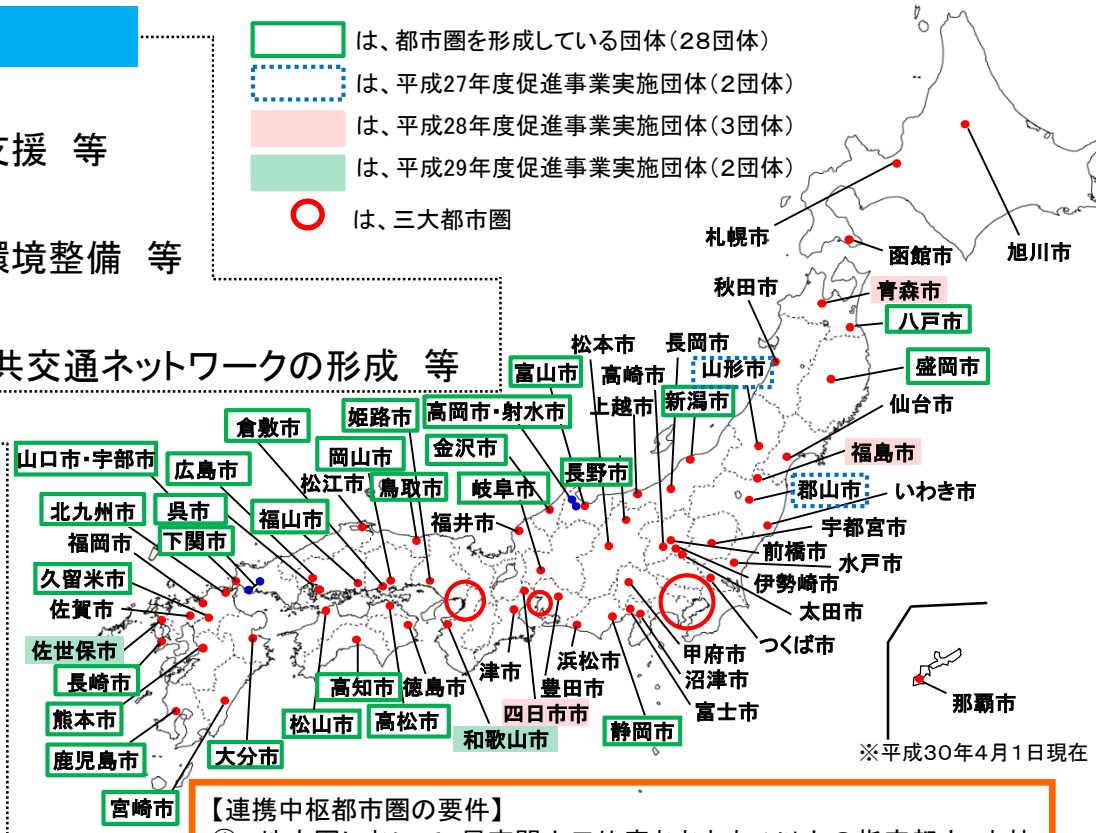

【連携中枢都市圏の要件】

① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市（•）と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。